

国立国会図書館におけるオンライン資料収集の現況と課題

国立国会図書館 収集書誌部 主任司書
小熊 美幸 (おぐま みゆき)

はじめに

国立国会図書館は、2013 年 7 月 1 日から、改正国立国会図書館法に基づいて、私人が出版したオンライン資料を収集・保存しています。当館が収集対象とするオンライン資料とは、インターネット等で出版、公開される電子情報で、図書または逐次刊行物に相当するものであり、電子書籍、電子雑誌等を指します。当面、無償かつ技術的制限手段のないものに限定して収集します。

一方、有償のオンライン資料については、2015 年 12 月 1 日から実証実験を開始しました。

本日は、有償オンライン資料収集のために行っている実証実験についての報告を中心に、国立国会図書館の情報資源の構成、納本制度等についてお話しします。

1 国立国会図書館の情報資源の構成

スライド 1 の表は、国立国会図書館の情報資源の構成と外部に存在する情報資源の関係を示したものです。

一般的に図書館は、これまで、主として記録媒体としての印刷物等、左上の第 2 象限にある資料を図書館資料として収集し、蔵書の構築を図ってきました。しかし、記録媒体としてのデジタル技術の普及と、通信技術の発展の相乗効果によって、図書館が提供する資料・情報は、右上の第 1 象限のデジタル形態の資料・情報まで拡大してきました。その結果、現在では、多くの図書館において利用提供される資料・情報は、印刷資料とデジタル形態資料が併存する時代になっています。

さらに、昨今の情報環境、特にネットワーク利用の進展を受けて、第 3 象限や第 4 象限にある資料・情報等についても、図書館は利用提供を期待されるようになってきました。すなわち、当館以外の情報提供主体が無償・有償で提供している資料のうち、特にデジタル形態のものについては、外部との連携により、できる限りシームレスに利用提供を行うことが必要になってきています。

国立国会図書館は、日本国内で出版された資料・情報について、媒体の如何にかかわらず、

最後の拠り所の役割を果たすことが求められています。スライド 2 の表は、国立国会図書館が所蔵する日本国内の資料・情報資源を示したものです。印刷資料である図書と雑誌・新聞の合計が約 2,700 万点以上、マイクロ資料や映像資料、録音資料、光ディスク等の非図書資料が 1,403 万点以上。これらはいわゆる有体物である資料の数です。圧倒的にこれらの資料のほうが数が多い状況ですが、デジタル形態の資料・情報も少しずつ増加してきています。インターネット資料の場合は、9,000 タイトル、8.5 万件。オンライン資料の場合、例えば公的機関の物は 18 万点収集しています。

資料を収集する方法は、寄贈、購入など複数ありますが、その中で最も重要な手段が納本制度であり、国立国会図書館の活動の基盤となっております。

2 日本の納本制度

日本の納本制度について、概略を御説明いたします。

日本では、1948 年の国立国会図書館法制定により、国内で発行された全ての出版物を国立国会図書館に納入することが義務付けられています。納入された出版物は、国会の国政審議を補佐する活動に用いられるほか、行政・司法の各部門、現在及び将来の国民の方々の利用に供され、文化財として後世に伝えるために保存されます。

スライド 3 は、当館が納本資料をどのように収集しているかを図示したものです。

官庁出版物については複数部、民間の出版物については 1 部の納入が義務付けられています。官庁出版物には、国の諸機関が発行するもののほか、2004 年の国立国会図書館法改正により、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、特殊法人の一部等が発行するものも含むこととなりました。国の諸機関による出版物の納入は、行政・司法の各部門に設置している国立国会図書館の支部図書館を窓口に行われています。この立法・行政・司法にまたがる支部図書館制度は世界的にもユニークな制度です。また、民間の一般に流通する出版物は、取次を通じて一括して納入されています。取次を介することで、収集業務の効率化と高い納入率を実現しています。そのほか、国立国会図書館に直接納入することもできます。

民間の出版物に対して、日本も韓国と同様、代償金を支払っています。納入率の高さは、こうした仕組みにも支えられています。

3 電子出版物の収集制度

国立国会図書館は、デジタル情報の普及に対応して、スライド 4 にありますとおり、資料・情報の収集範囲を拡充してきました。

まず、2000 年に、電子出版物のうち、CD-ROM や DVD 等の媒体で発行されるパッケージ系の電子出版物を納本の対象に加えました。

その後、インターネットの普及を踏まえて、2010 年から、国・地方自治体・国公立大学等、公的機関のウェブサイトを経由して網羅的に収集しています。収集は、基本的には自動収集プログラムを用いて行われます。

2013年からは、民間のオンライン資料、つまり電子書籍や電子雑誌も、法律に基づいた収集の対象としています。現在、法律で納入を義務化され、収集しているのは、スライド5にあるとおり、私人が発行した電子書籍・電子雑誌で、無償であり、かつ、技術的制限手段、DRMが付与されておらず、改正国立国会図書館法が施行された2013年7月以降に出版又は公開されたものです。さらに、ISBN等の特定のコードが付されているものか、PDFやEPUB等の特定のファイル形式のものであることが必要です。具体的には、私立大学や学協会、企業やその他団体等において作成されている年報や報告書などが該当します。現時点で、11万点を超える資料を収集しています。

スライド6は、収集対象となる電子出版物の範囲を説明するものです。右側の矢印の示す範囲が無形物を表しています。無形物のうち、現在収集対象となっているのは、国等のインターネット資料、及び、民間については、紺色の「A 無償出版物 (DRMなし)」のみです。民間のウェブサイト情報は、制度ではなく、個別の許諾に基づき収集しています。

一方、電子書店等で流通している有償又はDRM付きの電子書籍・電子雑誌は、図の中のB、C、Dの部分に当たります。これは法律に基づく収集制度の対象とはなっていますが、現時点では、義務を免除する規定を別途置いています。これらの中には、紙から電子出版に移行したものや、最初から電子形態でしか出版されていないものも含まれております。紙で出版されていれば、納本制度により収集・保存されていたものが、その対象に含まれなくなっているのが現状です。

有償で頒布されている電子書籍・電子雑誌も、紙の出版物と同様に、これを文化財として長期に保存・蓄積し、将来世代のアクセスを保証する制度の整備が必要であり、国立国会図書館の最重要課題の一つとなっています。

4 有償の電子書籍・電子雑誌の収集実証実験事業

電子書籍・電子雑誌の収集制度の在り方につきましては、国立国会図書館長の諮問機関である納本制度審議会から2010年に答申を得まして、それに基づき法制度等の整備を行いました。民間の発行した無償でDRMなしの電子書籍・電子雑誌についての収集は、先ほどご紹介しましたとおりです。一方、有償の電子書籍・電子雑誌につきましては、技術面、又、補償の在り方などにおきまして、まだ詰めなければいけない課題が残っているのが現状です。

国立国会図書館では、これらの課題を解決するために、出版界とご相談させていただき、著作者、出版社の皆様のご協力を得て、実証実験を行うこととしました。実証実験を通じて客観的なデータや情報を収集・検証し、これに基づいて制度の要件を固め、制度整備を行いたいと考えています。

実証実験の目的は、スライド7のとおり、大きく2つございます。1点目が、電子書籍・電子雑誌の収集と長期的な保管・利用の技術的な検証です。課題としましては、例えば、DRMと長期保存の問題、また、長期保存に適した電子書籍のファイルフォーマットをどのように考えるかという問題等があります。また、来館利用者に電子書籍を提供するに当たっ

て、サービス上の課題の有無、つまり端末での見え方や使いやすさなどについても、実地で確かめる必要があります。

2点目は、電子書籍・電子雑誌ビジネスへの影響の検証と納入時の費用の調査分析です。出版界でも、電子書籍・電子雑誌の長期保存の必要性には理解を示してくださっていますが、図書館での利用がビジネスに与える影響については懸念されています。実証実験を通じて、国立国会図書館内での利用データを分析・検証したいと考えています。現在、当館施設に来館されて、実証実験コンテンツを利用された方には、アンケートへの回答をお願いしております。それらの回答結果を定期的に出産界にフィードバックするなどの対応も行っています。また、補償につきましても、納入に要する費用等に関する調査分析を行って、その在り方について納本制度審議会でご審議いただくためのエビデンスを集めたいと考えています。

実証実験は、一般社団法人日本電子書籍出版社協会（EBPAJ）のご支援の下、2015年12月1日から開始しています。2段階に分けて実施することとしており、第1段階は、最長3年程度を予定しています。この第1段階におきましては、幅広いジャンルの4,000点程度のコンテンツを収集することを目的としています。9月21日時点では、37の出版社から3,200点以上の電子書籍・電子雑誌をご提供いただいています。ジャンルは、フィクション、ノンフィクション、実用書、学習書、写真集、児童書、マンガ、雑誌等々、幅広くご提供いただいています。

実証実験の第1段階で用いているシステムは、EBPAJが運営している電子書店の仕組みを、実証実験用にカスタマイズしたものです。一般のユーザーが、電子書店から購入した電子書籍を端末で読むのと同様の仕組みを使って、来館利用者に電子書籍・電子雑誌を提供しています。当館の施設内の端末から閲覧が申し込まれるたび、サーバからインターネット経由でデータが送信されて参ります。東京本館と関西館に設置されている来館利用者用端末で閲覧できるようになっており、来館利用者だけが利用することができます。1コンテンツに対する同時アクセスは1となるように制御しており、複写サービスは行っていません。

館内で実証実験コンテンツを閲覧できる端末につきましては、当初は東京と関西の計20台で開始いたしました。今年9月以降、東京本館、関西館及び国際子ども図書館のほとんどの利用者端末で利用できるようになりました。先ほどご紹介したアンケート結果についても、閲覧可能な端末が増えたことにより、回答件数が増えれば、データの有意性がさらに向上するものと期待しております。

また、館内での利用実験と並行して、有識者会議も立ち上げ、制度化の要件検討のために必要とされる電子書籍に係る技術動向等につきましても、調査研究を行っていくこととしております。

第2段階の内容は、第1段階の結果を踏まえて決定することとしておりますので、今後変わる可能性があります。収集した電子書籍・電子雑誌を国立国会図書館が管理するサーバに保管する実験と、保管した電子書籍・電子雑誌を利用する実験を現時点では想定しています。

5 今後の課題

今後の課題として考えていることを、少しお話し申し上げたいと思います。デジタル情報の長期保存は、紙の保存よりも困難を伴うということが、近年、広く認識されつつあるように思います。図書館に対しては、こうした性質をもつ情報の保存とアクセスを保証する公共的な基盤として機能することが役割として求められており、特に、それは納本図書館である国立国会図書館の責務でもあります。今後、国立国会図書館におきましては、電子書籍・電子雑誌を、紙の出版物と同様に、我が国の貴重な文化財として保存・蓄積し、国民が長期にわたって利活用できる基盤を整備することが必要であると考えております。

また、着実に実証実験を進捗させ、有意な結果を得ることにより、著作者や出版社から理解や協力を得ながら、電子書籍ビジネスの状況や技術動向を踏まえた実効性のある制度設計を行っていきたいと思います。そのために、現在行っている実証実験において提供するコンテンツの拡大や、効果的な広報等に努め、一層利用数の増加を図っていくことを直近の課題として認識しているところです。

以上、国立国会図書館におけるオンライン資料の収集に係る取組等についてご報告いたしました。

電子書籍の収集については、韓国国立中央図書館は、すでに2009年から開始されております。先行して取り組まれているご経験や最新の状況等をこの機会に伺い、意見交換させていただければ幸いです。